

2025 年 8 月

受益者の皆様へ

フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社

「フランクリン・テンプルトン・グローバル・プラス（毎月分配型）」
主要投資対象の一つである「フランクリン・テンプルトン・グローバル株式マザーファンド」の
約款変更（予定）のお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「フランクリン・テンプルトン・グローバル・プラス（毎月分配型）」（以下「当ファンド」といいます。）の主要投資対象の一つである親投資信託「フランクリン・テンプルトン・グローバル株式マザーファンド」（以下「マザーファンド」ということがあります。）につきまして、約款変更を行う予定でありますので、お知らせ申し上げます。

このたびの約款変更は重大な約款変更にあたり、改正前の「投資信託及び投資法人に関する法律」および信託約款の規定に従い、異議申立て手続きをもって決定されます。なお、マザーファンドの約款変更は、マザーファンドを投資対象とする当ファンドを含むすべてのベビーファンドの受益者を実質的な受益者とみなして、異議申立て手続きを実施いたします。

※当マザーファンドを投資対象とするすべてのベビーファンドは以下の通りです。

- ・フランクリン・テンプルトン・グローバル・プラス（毎月分配型）（当ファンド）
- ・フランクリン・テンプルトン・グローバル株式ファンドV A（適格機関投資家専用）

つきましては、このお知らせをお読みいただき、約款変更についてご異議のある受益者の方におかれましては、書面にてその旨をお申し出ください。異議申立ての方法については、後記「3. 異議申立の方法について」をご覧ください。

なお、当該約款変更に対しご異議がない受益者の方は、特段のお手続きは必要ありません。何卒ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。

敬具

1. 予定している約款変更の内容および理由

当ファンドの主要投資対象の一つである「フランクリン・テンプルトン・グローバル株式マザーファンド」は、投資顧問会社であるフランクリン・アドバイザーズ・インクから投資助言を受けて、弊社（日本拠点）において投資判断を行い自社での運用を行ってまいりましたが、迅速かつ柔軟性の高い運用を目指して、フランクリン・アドバイザーズ・インクに運用の指図に関する権限を委託することを予定しております。

この変更は、フランクリン・アドバイザーズ・インクが有するトレーディング体制等を含む、充実したリソースを活用することがマザーファンドの運用体制の強化につながると判断したものであり、フランクリン・アドバイザーズ・インクはマザーファンドの運用に関して一貫した業務を行うこととなります。

弊社としましては、グループ会社の組織統合等による運用機能の集約化を踏まえ、当マザーファンドの運用に関する業務をフランクリン・アドバイザーズ・インクに集中させることによって、より安定した運用を目指すことができると考えております。

なお、マザーファンドにおいて運用の指図に関する権限を委託する変更により、投資銘柄の選定基準に大きな違いが生じることはありません。

2. 異議申立てに関する日程および手続き

（1）日程

①公告日	2025 年 8 月 11 日
②受益者および受益権口数の確定	2025 年 8 月 12 日
③異議申立期間	2025 年 8 月 12 日～2025 年 9 月 12 日
④約款変更の可否決定日	2025 年 9 月 16 日
⑤異議申立受益者の買取請求期間	2025 年 9 月 26 日～2025 年 10 月 15 日
⑥約款変更の適用日（予定）	2025 年 10 月 24 日

（2）手続き

このたびの異議申立ては、2025 年 8 月 12 日現在の受益者（マザーファンドを投資対象とする当ファンドを含むすべてのベビーファンドの受益者）の皆様を対象としております。該当する受益者の方は上記の異議申立期間中に、委託会社であるフランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社に対して本約款変更に対して書面をもってご異議のお申し立てができます。

①ご異議がない場合

この約款変更についてご異議のない場合、特に必要なお手続きはございません。

②ご異議がある場合

上記の異議申立期間中、委託会社であるフランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社に対し、書面にてこの約款変更についての異議申立を行うことができます。

上記の異議申立は、2025 年 8 月 7 日以前に取得申込みを行い 2025 年 8 月 12 日時点において引続き保有している受益権が対象となりますのでご了承ください。

（3）約款変更の決定

当マザーファンドの約款変更については、マザーファンドを投資対象とする当ファンド以外の他のベビーファンドにおいても同様の手続きを行っております。各ベビーファンドの異議申立を

行った受益者の保有する受益権の口数を、マザーファンドの持ち分をもとにマザーファンドにおける口数に換算したものを集計し、2025 年 8 月 12 日現在のマザーファンドの受益権の総口数の 2 分の 1 を超えない場合、2025 年 10 月 24 日に約款を変更いたします。

異議申立を行った受益者の保有する受益権の合計口数が、2025 年 8 月 12 日現在のマザーファンドの受益権の総口数の 2 分の 1 を超えた場合、約款変更はいたしません。この場合、約款変更を行わない旨およびその理由を記載した書面を速やかに受益者の皆様に交付いたします。

また、2025 年 8 月 8 日以降にご購入の申込みを行い取得された受益権口数は、本件の対象とはなりませんので、ご注意ください。

3. 異議申立の方法について

当ファンドの約款変更に対し、ご異議のある受益者の方は、書面（官製はがきまたは封書等）に以下の内容をご記入の上、2025 年 9 月 12 日必着で、フランクリン・テンプレトン・ジャパン株式会社までご郵送ください。

なお、この約款変更に対し、ご異議のない受益者の方につきましては、特段のお手続きは不要です。

（1）宛先

〒100-6536 東京都千代田区丸の内一丁目 5 番 1 号 新丸の内ビル 36F
フランクリン・テンプレトン・ジャパン株式会社 商品部

（2）ご記入いただく内容

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 郵便番号、ご住所② 受益者の氏名または名称および捺印③ 電話番号（日中のご連絡先）④ 当ファンド名⑤ 取扱販売会社、取引店名、口座番号⑥ 2025 年 8 月 12 日現在の保有口数⑦ 約款変更を行うことに反対する旨（例：「上記マザーファンドの約款変更について異議を申し立てます。」） |
|--|

※複数口座をお持ちの方は、保有するすべての取引店名、口座番号をご記入ください。

※保有する受益権の口数確認のため、取扱販売会社に対して口数等の確認を行う場合があります。

その際、ご本人様確認のための書類等をご提出いただくことがあります。

※ご記入内容に不備等がある場合には、ご異議のお申し出を受付できなくなる場合がありますので、ご注意ください。

※個人情報の取扱いに関して

ご異議のお申し出に際してご記入いただいた内容（個人情報）は、この度の約款変更に関する異議申立の受益権口数の管理および買取請求の手続きを行うために利用いたします。また、当該個人情報は、異議申立の手続きを行うにあたり、弊社、販売会社および受託銀行の間で共有させていただきますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

4. 異議申立受益者の買取請求手続きについて

約款変更が行われることとなった場合、ご異議のお申し出をされた受益者の方は、保有する当ファンドの受益権について、取扱販売会社を通じて受託銀行（三菱UFJ信託銀行株式会社）に対し、信託財産による買取請求を行うことができます。

なお、本約款変更に対してご異議のお申し出をされた受益者の方が必ず買取請求しなければならないわけではありません。異議申立期間中・買取請求期間中ともに、取扱販売会社において通常の換金のお申込みをしていただくことができます。

買取請求期間：2025年9月26日～2025年10月15日

- ①ご異議のお申し出をされた受益者の方に対して「買取請求のご案内」を発送
- ②買取請求必要書類をご記入のうえ、取扱販売会社の取引店へ買取請求必要書類のご提出
- ③取扱販売会社から委託会社を通じて受託銀行へ買取請求必要書類の送付
- ④受託銀行での買取請求必要書類の受理および当該信託財産による買取の実行
- ⑤受託銀行からご指定の銀行口座への買取代金の振込み

【買取請求手続きに関するご留意事項】

- ・前記の買取請求は、約款変更にご異議のお申し出をされた受益者の方が、法令に基づいて受託銀行に対して行うものであり、取扱販売会社に対して行う買取請求ではありません。
- ・買取価額は、当該受益権が有すべき公正な価額（前記④で受託銀行が買取請求必要書類を受理した日の翌営業日に算出される基準価額）とさせていただきます。
- ・お支払い手続きに関して、受託銀行へ個人番号（マイナンバー）または法人番号および本人確認書類等の提出が必要となりますのでご承知おきください。
- ・以上のような諸般の手続きが必要となるため、買取代金のお支払いまでには通常の換金よりも日数を要する可能性があるほか、買取代金のお振込みに要する費用（買取代金の振込手数料）は買取請求を行う受益者の方の負担となりますので、あらかじめご了承ください。

以上

本件に関しまして、ご不明な点がございましたら、以下までお問合せください。

フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社

電話番号 03-5219-5940 （受付時間：土日祝日を除く午前9時から午後5時まで）

交付目論見書における変更内容のイメージ（２ページ 該当部分を抜粋）

<変更前>

ファンドの仕組みと運用

（略）

フランクリン・テンプルトン・グローバル株式マザーファンド

- 主として、日本を除く世界各国の証券取引所上場株式・店頭登録株式に投資を行い、長期的に信託財産の成長を図ることを目標にアクティブ運用を行います。
- MSCIコクサイ・インデックス*²（配当込、ヘッジなし・円ベース）をベンチマークとし、これを安定して上回る投資成果を目指します。ただし、この目標の達成を約束するものではありません。
- フランクリン・アドバイザーズ・インクの投資助言を受けて運用を行います。

<変更後>

ファンドの仕組みと運用

（略）

フランクリン・テンプルトン・グローバル株式マザーファンド

- 主として、日本を除く世界各国の証券取引所上場株式・店頭登録株式に投資を行い、長期的に信託財産の成長を図ることを目標にアクティブ運用を行います。
- MSCIコクサイ・インデックス*²（配当込、ヘッジなし・円ベース）をベンチマークとし、これを安定して上回る投資成果を目指します。ただし、この目標の達成を約束するものではありません。
- フランクリン・アドバイザーズ・インクに運用の指図に関する権限を委託します。

投資信託約款の変更の案

※下線部_____は変更部分を示します。

親投資信託 フランクリン・テンプルトン・グローバル株式マザーファンド

新	旧
運用の基本方針 2. 運用方法 （2）投資態度 ①～⑨（略） ⑩ <u>フランクリン・アドバイザーズ・インクに、 運用の指図に関する権限を委託します。</u> ⑪（略）	運用の基本方針 2. 運用方法 （2）投資態度 ①～⑨（略） （新設） ⑩（略）

約款 (運用の指図範囲等) 第13条 <u>委託者（第14条の2に規定する委託者から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。以下、第14条、第14条の3から第24条まで、第26条、第27条第3項第3号、第31条から第33条までについて同じ。）は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。</u> (略) ②～④ (略) <u>(運用の権限委託)</u> 第14条 <u>委託者は、運用の指図に関する権限を下記の2の者に委託します。</u> <u>名 称：フランクリン・アドバイザーズ・インク</u> <u>所在の場所：アメリカ合衆国カリフォルニア州サンマテオ市</u> ② <u>前項の委託を受けた者が受ける報酬は、この信託の受益証券を投資対象とする証券投資信託の委託者が当該証券投資信託に係る信託報酬のうち当該委託者が受ける報酬から支弁するものとし、信託財産中からの直接的な支弁は行いません。委託者は、かかる報酬の額及び支弁の時期を当該委託を受ける者との間で別に定めます。</u> ③ <u>第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合またはその他の理由により必要と判断した場合には、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。</u> (信用リスク集中回避のための投資制限) 第14条 (略) の<u>3</u>	約款 (運用の指図範囲等) 第13条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。 (略) ②～④ (略) (新設) (新設) (新設) (信用リスク集中回避のための投資制限) 第14条 (略) の<u>2</u>
--	---